

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条  
第 1 項に基づく農業者等の協議の結果概要について

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
階上町全域
  
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 30 年 3 月 16 日
  
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
経営体数 法人 2 経営体（±0）  
個人 34 経営体（-1）
  
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
  
- 5 農地中間管理機構の活用方針
  - ・農地の出し手および受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る
  - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
  - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  
- 6 地域農業の将来のあり方
  - ・地域の中心となる認定農業者等に対し、農地集積を図る
  - ・農業経営の複合化など個々に行っている取組を発展させ、地域全体の農業を活性化させる
  - ・地域全体で新規就農者や後継者を育成し、地域農業の維持に努める